

別表五の二(一)付表二 「連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結子法人の当該連結事業年度末における連結個別利益積立金額又は当該事業年度末における利益積立金額のうち、令第9条第1項第6号(利益積立金額)に定めるいわゆる投資簿価修正の対象とされていないもの(修正未済額)を計算するために使用します。

(注) この明細書は、連結子法人に係るもののみを作成します。したがって、連結親法人に係るこの明細書の作成は要しません。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	<p>連結親法人名を記載するとともに、括弧の中に連結子法人名を記載します。</p> <p>また、法第4条の5第1項又は第2項(同項第4号及び第5号に係る部分に限ります。)の規定により法第4条の2の承認を取り消された場合(法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日にその承認を取り消された場合を除きます。)のその取り消された日の前日の属する事業年度の確定申告をする場合には、その連結子法人名を記載します。</p>	
「最終利益積立金額2」	<p>令第9条第4項第1号ロ(利益積立金額)に規定する最終利益積立金額を記載します。</p>	
「前期までの修正額5」	<p>前期分のこの明細書の「7」の金額を記載します。</p> <p>なお、平成22年10月1日以後に令第9条第2項第4号の譲渡等修正事由が生じている場合においては、当該事由について平成25年改正後の令第9条第3項の規定により帳簿価額修正額を計算したときに前期までの修正額となる金額を記載します。ただし、連結親法人事業年度が平成25年4月1日前に開始した連結事業年度である場合で、連結親法人の選択により、平成25年改正前の令第9条第3項の規定を適用することとしたときは、前期の「7」の金額を記載します。</p>	
「当期の修正額6」	<p>その連結子法人の株主等である連結法人(その株主等であった連結法人を含みます。)において、その連結子法人の令第9条第3項第1号に掲げる金額につき同項の規定の適用を受けた金額を記載します。</p>	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「適格合併又は適格分割型分割による調整額の計算」の各欄	各欄共通	次に掲げる場合に記載します。 (1) 当期以前に自己を合併法人とする適格合併を行った場合 (2) 当期以前に自己を分割法人又は分割承継法人とする適格分割型分割を行った場合	
	「当期の適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた最終利益積立金額15」	次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 当期において、連結グループ内で自己を合併法人とする適格合併を行った場合 被合併法人の最後事業年度において作成するこの明細書の「4」の金額 (2) 当期において、連結グループ内で自己を分割承継法人とする適格分割型分割を行った場合 分割法人が作成するこの明細書の「16」の金額	
	「当期の適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた既修正額20」	次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 当期において、連結グループ内で自己を合併法人とする適格合併を行った場合 被合併法人の最後事業年度において作成するこの明細書の「9」の金額 (2) 当期において、連結グループ内で自己を分割承継法人とする適格分割型分割を行った場合 分割法人が作成するこの明細書の「21」の金額	

3 根拠条文

法2十八、令9